電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○電気通信事業法施行規則 改正案 (昭和六十年郵政省令第二十五号) 現 行 (傍線部分は改正部分)

一種指定電気通信設備の基準等

第二十三条の九の二 (略)

2

3 て「対象業務区域」という。)と同一の区域内に設置されている全 送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域 (以下この項におい る。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝 前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算す ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、 十分の一とし、 3

掲げる数の合計数とする。

設備(前号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末設 は、その都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分について

る特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部 ては、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されている全て 分の人口の割合を乗じた数 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分につい 同種の伝送路設備 (第一号の伝送路設備を除く。) に接続され

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

2

送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域 (以下この項におい に掲げる数の合計数とする。 べての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次 て「対象業務区域」という。)と同一の区域内に設置されているす る。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝 前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算す 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、

路設備(前号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末 設備の数 は、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分について

ては、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべ 部分の人口の割合を乗じた数 れる特定移動端末設備の数に、 ての同種の伝送路設備 対象業務区域のうち、 (第一号の伝送路設備を除く。) に接続さ 都道府県の区域と一致しない部分につい 当該都道府県の人口に占める当該

略

4

4

略